平戸市介護職人材確保支援事業交付金に関するＱ＆Ａ　　　　　　　Ｒ2.4.1

【キャリア形成推進事業賞賜金交付について】

**問１**住所は市外の者でも対象になりますか。

（答）

対象になります。

　　申請の際には、平戸市の「市税等の滞納がない証明書」が必要です。

※「市税の滞納がない証明書」は、平戸市税務課＜本庁２階＞で交付できます。手続きについての問い合わせは、長寿介護課介護保険班＜TEL22-9134直通＞に問い合わせください。

　　※市内に住所がある方（申請年の１月１日に平戸市に住所がある方）は、平戸市の「完納証明書」が必要です。本庁総合窓口・支所・出張所で交付できます。申請年の1月1日に住所が市外の方は「市税等の滞納がない証明書」が必要になります。

**問２**　外国籍の方は、交付要件の新規雇用も在職資格も対象になりますか。

（答）

介護職の正規職員として雇用されていれば、対象になります。ただし、外国人介護職員を雇用できる制度として、

1. ＥＰＡ（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用
2. 日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格「介護」をもつ外国人の雇用
3. 技能実習制度を活用した外国人（技能実習生）の雇用
4. 在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用

がありますが、このうち在留期間が制限なしで更新可能な在留資格である②を対象とします。ただし、①については、介護福祉士の国家資格を取得し、在留期間を更新している場合は、対象とします。

また、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格をもつ外国人も対象とします。

※「永住者」…在留資格が無制限で就労制限もない在留資格です。

※「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」…在留に期限はあるものの就労制

限のない在留資格です。

**問３**　介護サービス事業所に介護職として3年以上在職する者の考え方は。

（答）市内の同一の介護サービス事業所に正規職員として3年以上在職している者とします。ただし、同一法人で市内にある介護サービス事業所で連続して3年以上在職している者も含みます。